

船体防汚システム規則

規
則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 90 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 90 号
船体防汚システム規則の一部を改正する規則

「船体防汚システム規則」の一部を次のように改正する

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.2 検査の実施及び時期*

(3)を次のように改める。

検査の実施時期は次の(1)から(4)の規定による。ただし、(1)、(3)及び(4)の検査については、船舶が入渠又は上架している状態で行うことを原則とする。

((1)及び(2)は省略)

- (3) 臨時検査は、登録検査及び定期的検査の時期以外であって次のいずれかに該当するとき、これを行う。検査の実施にあつては、通常の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。ただし、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶以外のもの（国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶であつて本会が別に定める規則により条約証書の発給を受けようとするものを除く。）にあつては、(a)に該当する場合であっても臨時検査に代えて直後の定期的検査で確認することとして差し支えない。なお、臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受けたときは、臨時検査は行わない。

- (a) 当該船舶の防汚システムを変更又は更新するとき
- (b) 当該船舶の防汚システムに影響を及ぼす主要な改造を行うとき
- (c) 船舶所有者から検査申込みのあったとき
- (d) その他検査を行う必要があるとき

((4)は省略)

2.5 臨時検査

2.5.1 一般*

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 検査の実施にあつては、通常の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

附 則

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

船体防汚システム規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 58 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 58 号
船体防汚システム規則検査要領の一部を改正する達

「船体防汚システム規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.2 検査の実施及び時期

-2.及び-3.を-3.及び-4.に改め、-2.として次の1項を加える。

-1. (省略)

-2. 規則 2.1.2(3)にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

~~-23.~~ (省略)

~~-24.~~ (省略)

2.5 として次の1節を加える。

2.5 臨時検査

2.5.1 一般

規則 2.5.1-3.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。